

公益社団法人北海道交通遺児の会役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条及び公益社団法人北海道交通遺児の会定款第26条の規定に基づき、役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬を支給できる役員)

第2条 役員報酬は、常勤の専務理事に支給することとし、その他役員については支給しない。

(報酬の種類及び通勤手当)

第3条 常勤役員報酬は、本給のみとする。

2 前項に定める報酬のほか、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第4条 常勤役員報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常勤役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

(報酬の決定基準)

第6条 常勤役員報酬は、年額500万円を上限に理事会で決定する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当の月額は、通常利用する交通機関に要する実費支給とする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。